

お客様各位

住友重機械建機クレーン株式会社

## 大型特殊自動車（車両搭載型クレーン）の保守・点検・修理に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、先日、国土交通省が同省の web サイトにおいて「大型特殊自動車メーカー6 社から報告があった不適切な分解整備作業について」と題した報道発表を行い、道路運送車両法に基づく自動車の分解整備作業に関する改善指導を進めていることを公表いたしました。（詳細は末尾記載の URL1 をご参照願います）。

当社においても、道路運送車両法に基づく自動車の分解整備作業に関して 2 件の不備（認証工場以外の場所での分解整備作業の実施 1 件、分解整備記録簿の作成・交付漏れ 1 件）が判明し、原因究明と再発防止を進めてまいりました（詳細は末尾記載の URL2 をご参照願います）。

今般、再発防止策の一環として、大型特殊自動車（車両搭載型クレーン）の保守・点検・修理について、下記のように取り扱うことと致しました。

お客様にはご不便をおかけすることとなり誠に恐縮ではございますが、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. お客様が保有されている大型特殊自動車（車両搭載型クレーン）の保守・点検・修理のお引合いを頂いた際に、当該大型特殊自動車（車両搭載型クレーン）に関する自動車検査証が有効であるかどうかを確認いたします。
2. 上記 1. で、自動車検査証が有効であることが確認された大型特殊自動車（車両搭載型クレーン）の保守・点検・修理については、道路運送車両法に基づく自動車の分解整備作業に該当するか否かを確認いたします。
3. 上記 2. で、ご依頼の作業が自動車の分解整備作業に該当することを確認した場合には、認証工場であるサービス拠点（\*）においてのみ承ります。お手数をおかけし大変恐縮でございますが、お客様におかれまして、当該大型特殊自動車（車両搭載型クレーン）を、認証工場にご依頼頂くようお願い申し上げます。  
なお、誠に恐れ入りますが、認証工場でないサービス拠点では、自動車の分解整備作業に該当する作業は承ることができません。
4. 上記 2. で、ご依頼の作業が自動車の分解整備作業に該当しないことを確認した場合には、当該作業を全てのサービス拠点（\*）において承ります。
5. ご不明の点は、最寄りの当社サービス拠点までお問合せください。

## 【ご参考】

URL1：国土交通省の報道発表 [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000183.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000183.html)

URL2：当社の web サイト [http://www.hsc-cranes.com/j/\\_common/pdf/topics180620.pdf](http://www.hsc-cranes.com/j/_common/pdf/topics180620.pdf)  
[http://www.hsc-cranes.com/j/\\_common/pdf/topics180928.pdf](http://www.hsc-cranes.com/j/_common/pdf/topics180928.pdf)

\*当社のサービス拠点における認証工場の該否は、下表のとおりです。所在地や連絡先等の詳細は、次の URL より、当社 web サイトをご参照ください。 <http://www.hsc-cranes.com/j/counters/country.html>

分類	拠点名
認証工場に該当	東京サービス工場 名古屋サービス工場
認証工場に非該当	札幌サービスセンタ 仙台サービスセンタ 横浜サービスセンタ 新潟営業所(**) 関西サービス工場 広島サービスセンタ 福岡サービス工場(***) 小倉サービスセンタ

\*\*新潟県・長野県におけるサービスは東京サービス工場にお問合せください。

\*\*\*沖縄県におけるサービスは福岡サービス工場にお問合せください。

以上